[韓国の法令]
[周藤利一：訳]

建設機械管理法施行規則

1994 年 3 月 24 日　建設交通部令第 550 号　新規制定
2009 年 4 月 7 日　国土海洋部令第 115 号　最新改正

所管：国土海洋部建設人力機材課

第１章　総　　則

第 1 条(目的)　この令は、「建設機械管理法」及び同法施行令で委任された事項並びにその施行に関して必要な事項を規定することを目的とする。<改正 2007.7.18>

第 1 条の 2（建設機械整備業の範囲から除外される行為）　「建設機械管理法」（以下「法」という。）第 2 条第 1 項第四号の「国土海洋部令で定めるもの」とは、次の各号の行為をいう。<改正 2007.8.17、2008.3.14>
　一　オイルの補充
　二　エアクリーナーのエレメント及びフィルト類の交換
　三　バッテリー、電球の交換
　四　タイヤのチェック、整備及びトラックのテンション調整
　五　窓ガラスの交換
[本条新設 1999.10.19]

第 1 条の 3（建設機械の廃棄）　法第 2 条第 1 項第六号の「国土海洋部令で定める建設機械の装置」とは、第 32 条第 1 項各号のいずれかに該当する建設機械の次の各号の装置をいう。<改正 2008.3.14>
　一　助向装置のうち方向制御機構
　二　制動装置のマスターシリンダー及び排力装置
[全文改正 2007.8.17]

第２章　建設機械の登録

第 2 条（建設機械の登録等）　「建設機械管理法施行令」（以下「令」という。）第 3 条第 1 項による建設機械の登録申請書は、別紙第 1 号書式のとおりとし、法第 3 条第 3 項の規定による建設機械の登録証は、別紙第 2 号書式のとおりとする。<改正 2007.8.17>
２　特別市長、広域市長又は道知事（以下「市・道知事」という。）は、建設機械の所有者が登録抹消された建設機械の登録を申請する場合には、当該建設機械の登録抹消の理由を確認して登録しなければならず、令第 3 条第 1 項第一号エ目の買収証書を提出し、建設機械の登録の申請をする場合には、当該建設機械を売り渡した官庁に事実か否かを確認して登録しなければならない。<改正 1995.10.28、2004.11.29、2006.8.7>

第 3 条（建設機械諸元表）　令第 3 条第 1 項第三号の規定による建設機械の技術仕様は、別紙第 3 号書式のとおりとする。

第 4 条（建設機械の登録状況の報告）　市、道道知事は、法第 3 条の規定による建設機械の登録の現状を別紙第 4 号書式により四半期末を基準として作成し、四半期の翌月 10 日までに国土海洋部長官に報告しなければならない。ただし、その状況を国土海洋部長官が建設機械の管理について運営する情報通信網に入力する場合には、その入力をもって報告に代えることができる。<改正 1995.10.28、2003.9.26、2008.3.14>

第 5 条（建設機械登録証の再交付）　建設機械所有者が建設機械登録証を紛失したとき又は汚損により古くなって再交付を受けようとするときには、別紙第 5 号書式の建設機械登録証の再交付申請書を、当該建設機械を登録した市、道知事（以下「登録までの市、道知事」という。）に提出しなければならない。<改正 2003.9.26>

第 6 条（臨時運行）　法第 4 条第 1 項ただし書の規定による建設機械の登録前に臨時的に運行をすることができる場合は、次のとおりとする。

一　登録申請をするために建設機械を登録地に運行している場合
二　新規登録検査及び確認検査を受けるために建設機械を検査場所に運行している場合
三　輸出をするために建設機械を船籍地に運行している場合
四　新開発の建設機械の試験研究の目的で運行している場合
五　販売又は展示のために建設機械を一時的に運行している場合

2　第 1 項の事由に建設機械を一時運行しようとする者は、別表 1 の臨時運行番号標識を作成して付着しなければならない。この場合、建設機械を制作、組立又は輸入した者が販売した建設機械については、制作、組立又は輸入した者が別表 1 の基準により製作された臨時運行番号標識を付着しなければならない。

3　臨時運行期間は 15 日以内とする。ただし、第 1 項第四号の場合には、2 年以内とする。[全文改正 2000.7.24]

第 7 条（登録事項変更申告書等）　令第 5 条第 1 項及び第 5 条の 2 第 1 項の規定による建設機械の登録事項変更申告書及び令第 6 条第 1 項の規定による建設機械の登録移転申告書は、別紙第 8 号書式のとおりとする。<改正 1999.10.19>

2　登録事項の変更が建設機械の売買に起因する場合には、令第 5 条第 1 項第一号の変更を証明する書類又は令第 5 条の 2 第 1 項の売却の事実を証明する書類は、次のとおりとする。<本項新設 1997.9.6、改正 1999.10.19、2002.3.11>

一　譲渡者と譲受者との間で建設機械を直接取引した場合：　別紙第 8 号の 2 書式の建設機械譲渡証明書（市、道知事が作成して検印したものに限る。）
二　建設機械売買業者は、建設機械を売買した場合又は売買の斡旋をした場合：　別紙第 8 号の 3 の書式の建設機械譲渡証明書

第 8 条　削除<1999.10.19>

第 9 条（建設機械登録の抹消等）　法第 6 条の規定により建設機械登録の抹消を申請しようとする建設機械所有者は、別紙第 12 号書式の建設機械登録抹消申請書に次の各号の書類を添付して登録地の市、道知事に提出しなければならない。<改正 1995.10.28、1999.10.19、2000.7.24、2001.8.4、2007.8.17>

一　建設機械登録証
二　建設機械検査証
三　削除<2001.8.4>
四　滅失、盗難、輸出、廃棄、返品及び教育・研究目的の使用等、登録抹消の理由を確認できる書類

2　市、道知事が建設機械登録を抹消する場合には、建設機械登録原簿の登録原簿謄本交

付欄に抹消に関する事項を記載し、登録事項変更欄を朱線により消去しなければならない。

第 10 条（登録抹消の確認）　法第 6 条により登録が抹消された建設機械については、第 12 条による建設機械登録原簿の保存期間中に別紙第 13 号書式の建設機械の登録抹消確認書の交付を市、道知事に申請することができる。<改正 2009.4.7>
2　第 1 項の申請を受けた市、道知事は、遅滞なく、当該確認書を交付しなければならない。

第 10 条の 2（輸出履行状況の報告）　法第 6 条第 3 項前段により建設機械の輸出の履行状況を申告しようとする者は、別紙第 13 号の 2 書式の輸出履行有無申告書に輸出の履行の事実を証明する書類を添付して、建設機械の登録を抹消した市、道知事に提出しなければならない。
2　法第 6 条第 3 項後段により建設機械所有者が廃棄要請又は登録申請をした場合には、廃棄要請を受けた廃棄業者又は登録を受けた登録官庁がその事実を登録を抹消した市、道道知事に通報しなければならない。
[本条新設 2007.8.17]

第 11 条（建設機械の登録元不等）　令第 9 条の規定による建設機械登録原簿は別紙第 14 号書式、建設機械登録原簿目録は別紙第 15 号書式、建設機械登録（所有権の変更登録、登録移転）受理簿は別紙第 15 号の 2 書式、建設機械登録証交付台帳は別紙第 16 号書式のとおりとする。<改正 1997.9.6>
2　法第 7 条第 2 項の規定により建設機械登録原簿の謄本若しくは抄本の交付又はその閲覧を希望する者は、別紙第 16 号の 2 書式の建設機械登録原簿謄本（抄本）発行、閲覧申請書（電子文書とされた申請書を含む。）を市、道知事に提出しなければならない。<本項新設 1999.10.19、改正 2004.11.29、2007.8.17>

第 12 条（登録原簿の保存等）　市・道知事は、建設機械登録原簿を建設機械の登録を抹消した日から 10 年間保存しなければならない。<改正 2009.4.7>

第 13 条（登録番号の表示等）　法第 8 条の規定による建設機械登録番号標識（以下「登録番号標識」という。）は、登録機関、用途、機種及び登録番号を表示しなければならない。<改正 1999.10.19>
2　登録番号標識は、押し型により製作する。
3　登録番号標識の規格、材質及び表示方法については別表２のとおりとし、登録番号標識の封印の方法は別表３のとおりとする。

第 14 条（登録番号の刻印等）　法第 8 条の規定により登録番号を刻印するときには、車台に刻印をして彫り込むものとし、その刻印の方法は別表４のとおりとする。<改正 1999.10.19>

第 15 条（登録番号標識製作者指定の申請<改正 2000.7.24>）　法第 8 条の 2 第 1 項の規定による登録番号標識の製作及び登録番号の刻印（以下「登録番号標識製作等」という。）を業とする者は、別紙第 17 号書式の指定申請書に第 2 項の規定による施設の所有権又は使用権があることを証明する書類を添付して、その事業場の所在地を管轄する市・道知事に提出しなければならない。<改正 1999.10.19、2000.7.24、2001.8.4>
　一　削除<2001.8.4>
　二　削除<2001.8.4>
2　第 1 項の規定により指定申請をする者は、別表 5 の基準に適合する施設を備えなけれ

ばならない。
3　市・道知事は、登録番号標識の製作及び登録番号の刻印を業とする者（以下「登録番号標識製作者」という。）を指定した場合には、別紙第 18 号書式の登録番号標識製作者指定書を交付しなければならない。<改正 2000.7.24>

第 16 条（登録番号標識製作者指定事項の変更の報告<改正 2000.7.24>）　登録番号標識製作者は、法第 8 条の 2 第 3 項の規定により指定された事項の変更申告をしようとするときには、別紙第 17 号書式の登録番号標識製作者指定事項変更申告書にその変更しようとする内容を記載した書類を添付して、事業場の所在地を管轄する市・道知事に提出しなければならない。<改正 2000.7.24>
[全文改正 1999.10.19]

第 17 条（登録番号標識製作等の通知等<改正 2000.7.24>）　市・道知事は、次の各号のいずれかに該当するときには、建設機械所有者に登録番号標識の製作等を行うことを通知又は命令しなければならない。<改正 2000.7.24>
一　法第 3 条の規定による建設機械の登録をしたとき
二　令第 6 条の規定による登録移転申告を受けたとき
三　第 18 条の規定による登録番号標識の再付着等の申請を受けたとき
四　建設機械の登録番号を識別することが困難なとき
五　法第 5 条の規定による登録事項の変更申告を受けて登録番号標識の用途区分を変更したとき
2　第 1 項の規定による通知又は命令は、別紙第 19 号書式の通知又は命令書による。<改正 2000.7.24>
3　第 2 項の規定による通知又は命令を受けた建設機械所有者は、その受領した日から 3 日以内に登録番号標識製作者にその通知又は命令書を提出し、登録番号標識の製作等を申請しなければならない。<改正 2000.7.24、2002.3.11>
4　登録番号標識製作者は、第 3 項の規定により登録番号標識製作等の申請を受けたときには、7 日以内に登録番号標識の製作等をしなければならず、登録番号標識製作等の通知（命令）書はこれを 3 年間保存しなければならない。<改正 2000.7.24>

第 18 条（登録番号標識の再付着等）　建設機械所有者が登録番号標識又は封印がなくなり、又は汚損して使用できなくなったため再び付着又は封印しようとするときには、別紙第 19 号書式の建設機械登録番号標識製作等申請書に登録番号標識（汚損して使用できなくなった場合に限る。）を添付して、登録地の市・道知事に提出しなければならない。<改正 2000.7.24>
2　市・道知事は、第 1 項の規定により返納された登録番号標識を切断して廃棄しなければならない。

第 19 条（登録番号標識の返納）　建設機械所有者が法第 9 条の規定により登録番号標識を返納しようとするときには、登録地の市・道知事にこれを返納しなければならない。
2　市・道知事は、第 1 項の規定により返納された登録番号標識を切断して廃棄しなければならない。

第 19 条の 2（登録番号再刻印命令時の確認義務）　市・道知事は、法第 11 条の規定により識別することが困難な登録番号を削除し、再度刻印することを命じた場合には、当該建設機械の同一性を確認しなければならない。ただし、法第 14 条の規定による検査を代行する者であって、法第 8 条の 2の規定により登録番号標識製作者としての指定を受けた者が再刻印を行う場合は、この限りでない。

[本条新設 2003.9.26]

第 20 条　削除<2008.2.12>

第３章　建設機械の点検及び確認

第 21 条（新規登録検査）　法第 13 条第 1 項第一号による新規登録検査を受けようとする者は、別紙第 20 号書式の建設機械の新規登録検査申請書に次の各号の書類を添付して登録地の市・道知事に提出しなければならない。ただし、法第 14 条により検査の代行を行っている場合には、検査代行者にこれを提出しなければならない。

一　令第 3 条第 1 項各号による書類を添付した別紙第 1 号書式の建設機械登録申請書の写し

二　「船舶安全法」第 45 条による船舶安全技術公団又は同法第 60 条第 2 項による前払法人が発行した安全性検査証明書（水上作業用建設機械に限る。）

[全文改正 2008.2.12]

第 22 条（定期検査の有効期間<改正 2007.8.17>）　法第 13 条第 1 項第二号による定期検査の有効期間は、 別表 7 のとおりとする。 "<改正 2007.8.17>"

２　第 1 項の規定による定期検査の対象建設機械所有者が鉱山の構内で使用される建設機械について「鉱山保安法」第 9 条の規定による性能検査を受けた事実を建設機械の点検代行者に通知した場合には、その有効期間中に定期検査の有効期限が延長されたものとみなす。<改正 2007.8.17>

[全文改正 2001.8.4]

第 23 条（定期検査の申請等）　法第 13 条第 1 項第二号による定期検査を受けようとする者は、検査有効期間の満了日の前後それぞれ 30 日以内の期間（第 24 条第 3 項により輸出される建設機械、当該建設機械を使用する事業が休止される場合又はタワークレーンを移動設置する場合には、その搬入後、事業再開申告後又は移動設置後 30 日以内の期間とする。以下「定期検査申請期間」という。）に別紙第 20 号書式の定期検査申請書に「自動車損害賠償保障法」第 5 条による保険又は共済の加入を証明する書類（「自動車損害賠償保障法施行令」第 2 条による建設機械の場合に限る。）を添付して市・道知事に提出しなければならない。ただし、法第 14 条により検査の代行をしている場合らは、検査代行者にこれを提出しなければならない。<改正 2001.8.4、2003.9.26、2007.8.17、2008.2.12、2008.11.26>

２　第 1 項の規定により確認申請を受けた市・道知事又は検査代行者は、申請を受けた日から 5 日以内に検査日時及び検査の場所を指定して、申立人に通知しなければならない。この場合、検査の場所は、建設機械所有者の申請により変更することができる。

３　市・道知事又は検査代行者は、検査の結果、当該建設機械が第 27 条の規定による検査基準に適合と認められるときには、建設機械検査証の有効期間を記載して交付しなければならない。この場合、有効期間の算定は、定期検査の申請期間内に定期検査を受けた場合には、従来の検査有効期間満了日の翌日から、それ以外の場合には、検査を受けた日の翌日から起算する。<改正 1999.1.27>

４　市・道知事又は検査代行者は、当該建設機械が第 27 条の規定による検査基準に適合しないと認める場合であって、その不適切な事由が次の各号のいずれかに該当しないときには、第 3 項の規定にかかわらず、当該建設機械所有者にその是正を勧告し、建設機械検査証の有効期間を記載して交付することができる。<本項新設 1997.9.6、改正 2000.7.24、2008.3.14>

一　登録番号標識又は登録番号の刻印が建設機械検査（運行状況の記録）証の記載内容と異なる場合又は存在しない場合

二　規格、長さ、幅、高さ、総重量、軸重及び荷重分布が不適切な場合
三　原動機の始動又は走行が不可能な状態にある場合
四　車台、制動装置、助向装置、動力伝達装置、緩衝装置、走行装置、排気ガス発散防止装置又は騒音・振動防止装置が不適切な場合
五　第 32 条第 1 項各号に該当する建設機械の燃料装置の封印が脱落したとき又は速度計の誤差、ヘッドライトの明るさ、光軸若しくは点灯状態が不適切な場合
六　液化石油ガスが漏れている場合
七　上部旋回装置、ブーム伸縮作業装置、積荷装置又は安全作業のための警報及び安全装置が不適切な場合
八　法第 17 条の規定による建設機械の主要構造を変更又は再構成し、法第 13 条の規定による構造変更検査を受けていない場合
九　その他国土海洋部長官が定める基準に不適切な場合

5　市・道知事又は検査代行者は、検査の結果、当該建設機械が第 27 条の規定による建設機械点検基準に適合しないと認められるときには、別紙第 20 号の 3 書式の検査不適合通知書に不適合と判定された項目及びその理由等を記載して申請者に交付しなければならない。この場合、建設機械所有者は、不適合の判定を受けた項目について、不適合の判定を受けた日から 10 日（以下「再検査期間」という。）以内に、これを補完し、補完項目の再検査を申請することができる。<本項新設 1999.1.27>

6　市・道知事又は検査代行者は、定期検査を受けなければならない建設機械所有者に対し有効期間満了日の 1 月前までに定期検査に関する事項を通知しなければならない。ただし、住所不明等で通知が不可能な場合には、この限りでない。

第 24 条（検査の延期<改正 2007.8.17>）　法第 13 条第 8 項により建設機械所有者は、自然災害、建設機械の盗難、事故の発生、差押、1 月以上にわたる整備その他のやむを得ない事由により検査申請期間内に検査を申請することができない場合には、確認申請期間の満了日までに別紙第 21 号書式の検査延期申請書に延期理由を証明できる書類を添付して市・道知事に提出しなければならない。ただし、法第 14 条の規定による検査代行をさせることとした場合には、検査代行者に提出しなければならない。<改正 1999.1.27、1999.10.19、2003.9.26、2007.8.17>

2　第 1 項により検査延期申請を受理した市・道知事又は検査代行者は、その請求日から 5 日以内に検査延期するか否かを決定し、申請人に通知しなければならない。この場合、検査延期不許可の通知を受けた者は、検査申請期間の満了日から 10 日以内に確認申請をしなければならない。<改正 1999.1.27、2007.8.17>

3　第 2 項により検査を延期する場合には、その延期期間を 6 月以内（南北経済協力等により北朝鮮地域の建設工事に使用される建設機械又は海外の貸与のために一時搬出される建設機械の場合には、搬出期間以内に、差押された建設機械の場合は、その差押期間内）とする。この場合、延期期間中に検査は有効期限が延長されたものとみなす。<改正 2001.8.4、2003.9.26、2007.8.17>

4　建設機械所有者が当該建設機械を使用する事業を営む場合であって、第 66 条の 2 の規定により当該事業の休止を申告した場合には、当該事業の開始申告をするまで、検査有効期間が延長されたものとみなす。<本項新設 2003.9.26>

第 25 条（構造変更検査）　法第 13 条第 1 項第三号の規定による構造変更検査を受けようとする者は、主要構造を変更又は改造した日から 20 日以内に別紙第 20 号書式の建設機械構造変更検査申請書に次の各号の書類を添付して市・道知事に提出しなければならない。ただし、法第 14 条の規定による検査代行をさせている場合には、検査代行者に提出しなければならない。<改正 1997.9.6、1999.10.19、2003.9.26、2007.8.17>
一　変更前後の主要諸元対比表

二　変更前後の建設機械の外観図（外観の変更がある場合に限る。）
三　変更された部分の図面
四　削除<2003.9.26>
五　「船舶安全法」第 45 条による船舶安全技術公団又は同法第 60 条第 2 項による前払法人が発行した安全性検査証明書（水上作業用建設機械に限る。）
六　法第 18 条の規定により建設機械を製作若しくは組立する者又は令第 14 条の規定により建設機械修理業者の登録をした者が発行する構造変更事実を証明する書類

２　市・道知事又は検査代行者は、当該建設機械が第 27 条の規定による検査基準に適合すると認められるときには、建設機械検査証及び建設機械登録原簿に構造変更検査日その他必要な事項を記載して交付しなければならない。<改正 1999.10.19>

第 26 条（随時検査）　市・道知事は、法第 13 条第 6 項により随時検査を命令するときには、随時検査を行う日から 10 日前までに建設機械所有者に命令書を交付しなければならない。この場合、法第 14 条の規定による検査代行をさせている場合には、検査代行者にその事実を通報しなければならない。<改正 2007.8.17>

２　第 1 項の規定による随時検査命令を受けた者は、別紙第 20 号書式の建設機械随時検査申請書を提出しなければならず、市・道知事又は検査代行者は、検査の結果、当該建設機械が第 27 条の規定による検査基準に適合すると認められるときには、建設機械検査証に随時検査日その他必要な事項を記載して交付しなければならない。<改正 1999.10.19、2003.9.26>

第 27 条（建設機械の点検基準）　法第 13 条第 3 項の規定による建設機械検査基準は、別表８のとおりとする。

第 28 条（建設機械検査証<改正 1999.10.19>）　法第 13 条第 4 項の規定による建設機械検査証は、別紙第 2 号書式のとおりとする。<改正 1999.10.19>

第 29 条（検査結果の報告等）　検査代行者は、建設機械の点検をしたときには、次の各号の事項を含む検査結果を検査後 5 日以内に登録地の市･道知事に報告しなければならない。ただし、その事実を国土海洋部長官が建設機械の管理について運営する情報通信網に入力する場合には､その入力をもって報告に代えることができる｡<改正 1999.1.27､2003.9.26、2008.3.14>
一　建設機械名
二　建設機械登録番号
三　建設機械及び原動機の型式及び規格
四　車台のシリアル番号
五　検査の種類と検査日
六　検査基準への適合の有無
七　予想修理所要期間（検査に不合格だった建設機械に限る。）

２　市・道知事は、第 1 項の規定による検査結果の報告を受けたときには、建設機械登録原簿に検査の種類、検査日時、検査有効期間等を記載しなければならない。

第 30 条（定期検査の催告）　市・道知事は、法第 13 条第 5 項の規定による定期検査を受けていない建設機械の所有者に対し催告をしようとする場合には、書面により行わなければならない。

第 31 条（整備命令等）　市・道知事は、法第 13 条第 7 項により検査に不合格となった建設機械については、6 月以内の期間を定めて、その建設機械所有者に点検を完了した日（検

査を代行させた場合には、検査結果の報告を受けた日）から 10 日以内に別紙第 20 号の 4 書式により整備命令をしなければならない。この場合、法第 14 条により検査の代行をさせている場合には、検査代行者にその事実を通知しなければならない。<改正 2007.8.17>

2　定期検査で不合格だった建設機械であって、第 23 条第 5 項の規定による再検査を申請する建設機械所有者に対しては、第 1 項本文の規定を適用しない。ただし、再試験期間内に検査を受け、又は再試験に不合格だった建設機械については、6 月以内の期間を定めて当該建設機械所有者に整備命令をすることができる。<本項新設 1999.1.27>

3　第 1 項の規定による整備命令を受けた建設機械所有者は、指定された期間内に建設機械を修理した後、再び検査申請をしなければならない。

第 32 条（検査場）　次の各号のいずれかに該当する建設機械について法第 13 条第 1 項各号の検査をしている場合には、別表 9 の規定による設備を備えた検査場所（以下「検査所」という。）において検査をしなければならない。

一　ダンプトラック
二　削除<1999.1.27>
三　コンクリートミキサートラック
四　コンクリートポンプ（トラック積載式）
五　アスファルト散布機

2　第 1 項各号の建設機械が次の各号のいずれかに該当する場合には、第 1 項の規定にかかわらず、当該建設機械がある場所で検査をすることができる。<改正 2007.8.17>

一　島嶼地域内にある場合
二　自重量が 40 トンを超過する場合又は軸重が 10 トンを超える場合
三　幅が 2.5 メートルを超える場合
四　最高速度が 1 時間当たり 35 キロ未満の場合

3　第 1 項各号の建設機械以外の建設機械については、建設機械がある場所で検査をすることができる。

第 32 条の 2（定期検査の一部免除）　市・道知事又は検査代行者は、令第 14 条第 2 項により登録をした部分建設機械修理業者（令別表 2　備考欄第 2 号の規定により定める設備を備えた者に限る。）又は総合建設機械修理業者から既に建設機械のブレーキ装置（ブレーキドラム、ライニング及びライニングの膨張装置の部分に限る。以下、この条において同じ。）について定期検査（検査所入庫検査に限る。以下、この条において同じ。）に相当する分解整備（定期検査申請日から 6 月以内に分解修理を受けたものに限る。）を受けた当該建設機械所有者に対しては、ブレーキシステムの定期的な検査を免除することができる。<改正 2007.8.17>

2　第 1 項の規定により建設機械のブレーキ装置の定期検査の免除を受けようとする者は、第 23 条第 1 項の規定による定期検査申請時に当該建設機械整備業が発行された建設機械のブレーキシステムの維持確認書を市・道知事又は検査代行者に提出しなければならない。[本条新設 2002.3.11]

第 33 条（検査代行者等）　法第 14 条第 1 項の規定による検査代行者の指定を受けようとする者は、別紙第 22 号書式の建設機械検査代行者指定申請書に次の各号の書類を添付して、国土海洋部長官に提出しなければならない。<改正 1995.10.28、1999.10.19、2008.3.14>

一　削除<2002.3.11>
二　第 3 項の規定による施設の所有権又は使用権があることを証明する書類
三　保有している技術者の名簿及びその資格を証明する書類
四　検査業務規程案

2　国土海洋部長官は、検査代行者を指定したときには、検査代行者、検査所の所在地及

び検査管轄区域等を公告しなければならない。検査代行者の指定を取り消したときもまた同じ。<改正 1995.10.28、2008.3.14>
３　法第 14 条第 2 項の規定による検査代行者の設備及び技術者保有基準は、別表９のとおりとする。

第 34 条（検査業務規程等）　法第 14 条第 4 項の規定による検査代行者の検査業務規程には、次の各号の事項が含まれなければならない。
　一　検査業務に関する事項
　二　検査技術者の遵守事項
　三　検査技術者の責任に関する事項
　四　検査結果の記録、保存に関する事項
　五　検査施設の管理に関する事項
　六　その他検査業務の遂行に必要な事項

第 35 条（検査証の再交付）　建設機械所有者が建設機械証を紛失し、又は汚損して使用できなくなり再交付を受けようとするときには、別紙第 5 号書式の建設機械検査証再交付申請書に建設機械検査証（汚損して使用できなくなった場合に限る。）を添付して、登録地の市・道知事に提出しなければならない。<改正 1999.10.19>

第 36 条　削除<2002.3.11>

第 37 条　削除<2002.3.11>

第 38 条　削除<2002.3.11>

第 39 条　削除<2002.3.11>

第 40 条　削除<2002.3.11>

第 41 条（整備作業の範囲）　法第 16 条の 2の規定により建設機械所有者又は占有者が自ら建設機械を修理する場合には、別表 10 の 2 の規定による整備作業の範囲内でこれをすることができる。
[全文改正 1999.10.19]

第 42 条（構造変更範囲等）　法第 17 条第 2 項の規定による主要構造の変更又は改造の範囲は次のとおりとする。ただし、建設機械の機種変更、陸上作業用建設機械の仕様の増加又は荷を積む能力を高めるための構造の変更は、これをすることができない。<改正 2003.9.26>
　一　原動機の型式変更
　二　動力伝達装置の型式変更
　三　制動装置の型式変更
　四　走行装置の形式変更
　五　油圧装置の形式変更
　六　操縦装置の型式変更
　七　助向装置の型式変更
　八　操作装置の型式変更。ただし、加工作業を伴わず、操作装置を選択付着する場合には、操作装置の型式変更とはみなさない。
　九　建設機械の長さ、幅、高さ等の変更

十　水上作業用建設機械の船体の型式変更

第４章　建設機械型式の承認

第 43 条（設備及び技術者の基準）　法第 18 条第 1 項の規定により建設機械を製作又は組立しようとする者は、別表 11 の設備及び技術者の基準に適合する設備及び技術人材を確保していることを証明する書類を国土海洋部長官に提出しなければならない。<改正 2003.9.26、2008.3.14>

２　国土海洋部長官は、第 1 項により提出された書類を審査した結果、別表 11 の設備及び技術者の基準に適合していると認める場合には、提出者の人的情報並びにその設備及び技術者の現状を「交通安全公団法」により設立された交通安全公団（以下「交通安全公団」という。）、「韓国産業安全公団法」による韓国産業安全公団（以下「韓国産業安全公団」という。）及び検査代行者に通知しなければならない。<本項新設 2003.9.26、改正 2007.8.17、2008.2.12、2008.3.14>

第 44 条（建設機械型式の承認申請）　法第 18 条第 2 項本文又は同条第 3 項により建設機械型式の承認や変更承認を受けようとする者は、別紙第 26 号書式の建設機械型式承認（変更承認）申請書に次の各号の書類を添付して、交通安全公団に提出しなければならない。<改正 2001.8.4、2003.9.26、2007.8.17、2008.2.12>

一　別紙第 3 号書式の建設機械の諸元表
二　建設機械の外観図
三　変更前後の諸元対比表（変更の承認の場合に限る。）
四　「建設機械の安全基準に関する規則」による基準に適合することを確認できる書類（変更の承認の場合は、変更された部分を確認できる書類に限る）。この場合、同書類は、交通安全公団、外国政府が認定する試験機関（以下「外国検査機関」という。）又はその建設機械の製作会社が発行した試験成績書又は証明書等をもって代えることができる。
五　道路移動時の分解運送方法（「道路法施行令」第 28 条の 3 第 2 項第一号の規定に該当する建設機械に限る。）
六　削除<2003.9.26>
七　第 56 条の規定による事後管理設備及び技術人材の確保の事実を証明できる書類（建設機械の制作、組立又は輸入（以下「製作等」という。）のために最初に型式承認を申請する場合に限る。）。ただし、法第 18 条第 1 項の規定による設備及び技術人材を供えた場合は、この限りでない。

[全文改正 1999.10.19]

第 44 条の 2（建設機械型式の申告）　法第 18 条第 2 項ただし書又は同条第 3 項により建設機械型式の申告又は変更申告をしようとする者は、別紙第 26 号書式の建設機械型式申告（変更の申告）書に以下の各号の書類を添付して、検査代行者に提出しなければならない。ただし、タワークレーンの種類の申告又は変更の申告をしようとする者は、韓国産業安全公団に提出しなければならない。<改正 2001.8.4、2003.9.26、2007.8.17、2008.2.12>

一　別紙第 3 号書式の建設機械の諸元表
二　建設機械の外観図
三　変更前後の諸元対比表（変更の申告の場合に限る。）
四　第一号による建設機械諸元表の記載内容が「建設機械の安全基準に関する規則」による基準に適合することを確認できる書類（変更申告の場合には、変更された部分を確認できる書類に限る）。この場合、同書類は、交通安全公団、外国の試験機関又はその建設機械の製作会社が発行した試験成績書又は証明書等をもって代えることができ

る。
五　道路移動時の分解運送方法（「道路法施行令」第 28 条の 3 第 2 項第一号の基準に該当する建設機械に限る。）
六　削除<2003.9.26>
七　第 56 条の規定による事後管理設備及び技術人材の確保の事実を証明できる書類（建設機械の製作等のために最初に型式申告をする場合に限る）。ただし、法第 18 条第 1 項の規定による設備及び技術人材を供えた場合は、この限りでない。
[全文改正 1999.10.19]

第 45 条（軽微な事項の変更）　法第 18 条第 3 項ただし書の「国土海洋部令で定める軽微な事項」とは、次の各号のいずれかに該当する事項をいう。<改正 2008.3.14>
一　運転室内・外の形態（建設機械の長さ、幅又は高さの変更がない場合に限る。）
二　タイヤの規格（性能が同じ場合又は改善されている場合に限る。）
三　部品（建設機械の性能及び安全性に影響を与えない場合に限る。）
[全文改正 1999.10.19]

第 46 条（同一型式建設機械の輸入申告）　既に型式承認を得た、又は型式申告をした建設機械と同一型式の建設機械を輸入しようとする者が、法第 18 条第 4 項の規定による申告をしようとするときには、別紙第 26 号書式の同一型式建設機械輸入申告書に次の各号の書類を添付して、国土海洋部長官に提出しなければならない。<改正 2008.3.14>
一　別紙第 3 号書式の建設機械の諸元表
二　船積書類のコピー
三　信用状のコピー
四　第 56 条の規定による事後管理設備及び技術人材の確保の事実を証明できる書類（最初に同一型式の建設機械の輸入申告をする場合に限る。）
[全文改正 1999.10.19]

第 47 条（建設機械の型式承認の通知等）　交通安全公団、韓国産業安全公団及び検査代行者は、第 44 条、第 44 条の 2 又は第 46 条により型式承認申請、型式申告又は同一型式建設機械の輸入申告をした建設機械の構造、規格、性能等、「建設機械の安全基準に関する規則」による基準及び「道路法」等の関係法令に適合すると認めたときには、その型式を承認し、又は型式申告を受理しなければならない。<改正 2001.8.4、2007.8.17、2008.2.12>
2　交通安全公団、韓国産業安全公団及び検査代行者は、第 1 項により型式承認をしたとき又は型式申告を受理したときには、申請人、国土海洋部長官及び市・道知事にそれぞれこれを通知しなければならない。ただし、その内容を国土海洋部長官が建設機械の管理について運営する情報通信網に入力する場合には、その入力をもって通知に代えることができる。<改正 2003.9.26、2007.8.17、2008.2.12、2008.3.14>
[全文改正 1999.10.19]

第 48 条　削除<1999.10.19>

第 49 条　削除<1999.10.19>

第 50 条　削除<1999.10.19>

第 51 条　削除<1999.10.19>

第 52 条　削除<1999.10.19>

第 53 条　削除<1999.10.19>

第 54 条（建設機械確認検査）　令第 12 条第 1 項による確認検査は、交通安全公団、韓国産業安全公団又は国土海洋部長官が別表 13 の 2 の設備が備わっていると認める建設機械構造性能試験機関（以下「試験機関」という。）で受けなければならず、試験機関において確認検査を受けたときには、その検査機関が発行する別紙第 27 号の 2 書式の構造性能確認書を交通安全公団理事長（タワークレーンの構造性能確認書にあっては、韓国産業安全公団理事長をいう。）に提出しなければならない。<改正 1999.1.27、2007.8.17、2008.2.12、2008.3.14>

2　交通安全公団理事長又は韓国産業安全公団理事長は、建設機械製作者等の申請がある場合には、建設機械がある場所（国外を含む。）に交通安全公団職員又は韓国産業安全公団職員を出張させて検査をすることができる。この場合、製作者等は、交通安全公団理事長又は韓国産業安全公団理事長が定めるところにより、出張検査に要する旅費を納付しなければならない。<改正 1999.1.27、2003.9.26、2007.8.17、2008.2.12>

3　令第 12 条第 2 項の規定による建設機械の種類確認検査申請書は、別紙第 27 号書式のとおりとする。

4　建設機械型式確認検査の許容基準は、別表 12 のとおりとする。

第 55 条（建設機械の事後管理）　法第 20 条第 1 項の規定による建設機械型式について承認を得た者又はその型式を申告した者（以下「製作者等」という。）は、建設機械を販売した日から 12 月（当事者間に 12 月を超えて別途の契約をしている場合には、その該当期間）の間、無償で建設機械の整備及び維持に必要な部品を供給しなければならない。ただし、取扱説明書により管理しないことにより発生した故障又は瑕疵若しくは定期的に交換しなければならない部品若しくは消耗部品については、有償で修理又は整備に必要な部品を供給することができる。<改正 1994.11.5、2007.8.17>

2　第 1 項の場合、12 月以内に、建設機械の走行距離が 2 万キロメートル（原動機及び作動装置の場合には、4 万キロメートル）を超える場合又は稼働時間が 2,000 時間間を超えている場合には、12 月が経過したものとみなす。<改正 1994.11.5、2007.8.17>

3　製作者等は、法第 20 条第 1 項の規定により技術又は教育の資料として次の各号の事項を記載した建設機械取扱説明書を建設機械の購入者に交付しなければならない。<改正 2007.8.17>

一　建設機械の管理要領（「道路法」第 54 条の規定による運行制限建設機械の場合には、分解及び移動に必要な技術的な事項を含む。）
二　製作者等の事後管理整備施設、部品販売店及びお客様相談室の利用案内
三　走行距離又は稼働時間別の無償点検について

第 56 条（事後管理施設等の基準）　法第 20 条第 2 項の規定により製作者等が確保しなければならないの事後管理に必要な設備及び技術人材の基準は、別表 13 のとおりとする。

第５章　建設機械事業

第 57 条（建設機械貸与業の登録等<改正 2007.8.17>）　法第 21 条及び令第 13 条により建設機械貸与業を登録しようとする者は、別紙第 28 号書式の建設機械貸与業登録申請書（電子文書とされた登録申請書を含む。）に次の各号の書類（電子文書を含む。）を添付して、建設機械貸与業を営む事務所の所在地を管轄する市・道知事に提出しなければならない。ただし、令第 13 条第 3 項の規定により 2 以上の法人又は個人が共同で建設機械貸与業を営むために登録している場合には、連名登録者の第二号の書類をそれぞれ添付しなければな

らない。<改正 1997.4.7、2001.8.4、2004.11.29、2007.8.17>
一　削除<2001.8.4>
二　建設機械の所有の事実を証明する書類
三　事務所の所有権又は使用権があることを証明する書類
四　駐機場の所在地を管轄する市長・郡守・区庁長が発行する別紙第 29 号書式の駐機場の施設保有確認書
五　削除<1997.4.7>
六　令第 13 条第 4 項の規定による契約書の写し

2　建設機械貸与業を営む事務所が 2 以上の場合には、その事務所を管轄する市・道知事にそれぞれの登録（電子文書による登録を含む。）しなければならず、その事務所ごとに第 59 条による登録基準を満たさなければならない。<改正 2007.8.17、2007.12.13>

3　第 1 項により登録を受けた時・道道知事は、第 59 条による登録基準に適合するか否かを確認し、別紙第 30 号書式の建設機械貸与業登録証を交付（電子文書による交付を含む。）しなければならない。<改正 2007.8.17、2007.12.13>

第 58 条（一般建設機械貸与業<改正 2000.7.24>）　令第 13 条第 3 項の規定により 2 以上の法人又は個人が共同で一般建設機械貸与業を営もうとする場合には、その代表者及び各構成員は、それぞれの建設機械の所有者でなければならない。<改正 1999.10.19>

2　令第 13 条第 4 項の規定による契約書には､次の各号の条件を明示しなければならない。<改正 2007.8.17>
一　契約期間及び契約の解除に関する事項
二　事務室及び駐機場の管理責任を含む代表者の権利義務に関する事項
三　事業運営費用の分担、事務室及び駐機場の使用並びに建設機械の貸与等を含む連名登録者の権利義務に関する事項
四　その他必要なもの

第 59 条（建設機械貸与業の登録基準<改正 2007.8.17>）　法第 21 条第 2 項による建設機械貸与業の登録基準は、別表 14 のとおりとする。<改正 2007.8.17>

第 60 条（建設機械整備業の登録等<改正 2007.8.17>）　法第 21 条及び令第 14 条により建設機械整備業の登録をしようとする者は、別紙第 31 号書式の建設機械整備業登録申請書の次の各号の書類を添付して、事務所の所在地を管轄する市・道知事に提出（電子文書による提出を含む。）しなければならない。この場合、担当公務員は、「電子政府法」第 21 条第 1 項による行政情報の共同利用を通じ、建設機械の修理技術者の国家技術資格情報を確認しなければならず、申請者が確認に同意しない場合には、国家技術資格証の写しを添付させなければならない。<改正 2007.8.17、2007.10.15、2007.12.13>
一　削除<2001.8.4>
二　事務室及び建設機械整備場の所有権又は使用権があることを証明する書類
三　建設機械整備技術者の名簿
四　建設機械整備施設の保有を証明する書類

2　第 1 項により登録を受理した市・道知事は、第 61 条による登録基準に適合するか否かを確認し、別紙第 30 号書式の建設機械整備業登録証を交付（電子文書による交付を含む。）しなければならない。この場合、令別表 2 の規定によりタイヤ式建設機械について総合建設機械整備業の事業範囲に該当する事項を整備することができる部分建設機械修理業者及び第 61 条ただし書により総合建設機械整備業の登録をした者に対しては、建設機械整備業登録証に明示して交付（電子文書による交付を含む。）しなければならない。<改正 1997.4.7、2007.8.17、2007.12.13>

第 61 条（建設機械整備業の登録基準<改正 2007.8.17>）　法第 21 条第 2 項による建設機械整備業の登録基準は、別表 15 のとおりとする。ただし、「自動車管理法」による自動車総合整備業者が修理対象をダンプトラック、コンクリートミキサーのトラックに限定して、総合建設機械整備業を行おうとする場合には、「自動車管理法」第 53 条第 3 項により条例で定める自動車総合整備業（同法施行令第 12 条第 1 項第一号に規定する自動車総合整備業をいう。）の登録基準を別表 15 による総合建設機械整備業の登録基準とみなす。<改正 1997.4.7、2001.8.4、2007.8.17>

第 62 条（建設機械売買業の登録等<改正 2007.8.17>）　法第 21 条及び令第 15 条により建設機械売買業を登録しようとする者は、別紙第 32 号書式の建設機械売買業登録申請書に次の各号の書類を添付して、事務所の所在地を管轄する市・道知事に提出しなければならない。<改正 1997.9.6、2003.9.26、2007.8.17>

一　削除<2001.8.4>
二　事務室の所有権又は使用権があることを証明する書類
三　駐機場の所在地を管轄する市長・郡守・区庁長が発行する別紙第 29 号書式の駐機場の施設保有（確認申込確認）書
四　5 千万ウォン以上の欠陥保証金入金行為又は保証保険証書

2　第 1 項により登録を受けた市・道知事は、第 63 条による登録基準に適合するか否かを確認し、別紙第 30 号書式の建設機械売買業者登録証を交付しなければならない。<改正 2007.8.17>

第 63 条（建設機械売買業の登録基準<改正 2007.8.17>）　法第 21 条第 1 項による建設機械売買業の登録基準は、別表 16 のとおりとする。<改正 2007.8.17>

第 64 条（瑕疵保証金の預託等）　別表 16 の規定による瑕疵保証金又は保証保険は、金融機関及び保証保険の代理店に預託又は登録しなければならない。

2　第 1 項の規定による瑕疵保証金又は保証保険は、建設機械売買業の閉鎖命令を受けた場合又は事業を廃止した場合を除いては、預託金の払戻又は保険契約の解約をすることができない。

3　第 1 項の規定による瑕疵保証金として支払いがされた場合には、支払日から 5 日以内にその金額を補填しなければならない。

第 65 条（保証金の支払）　建設機械売買業者は、建設機械売買契約書上の合意内容を履行せずに損害が発生した場合には、建設機械買受業者が保証金を損害賠償金として支給を受けようとするときには、当該建設機械売買業者との損害賠償の合意書、和解調書、確定した裁判所の判決文の写し又はこれに準ずる効果を有する書類を添付した保証金請求書を建設機械売買業者の管轄市・道知事に提出しなければならない。

2　第 1 項の規定による保証金請求書を受理した市・道知事は、建設機械買受者に保証金の支払事由発生確認書を交付しなければならない。

3　削除<1997.9.6>

第 65 条の 2（建設機械廃棄業の登録等<改正 2007.8.17>）　令第 15 条の 2 による建設機械廃棄業登録申請書は、別紙第 32 号の 2 書式のとおりとする。<改正 2007.8.17>

2　第 1 項の建設機械廃棄業登録申請書には、次の各号の書類を添付しなければならない。<改正 2007.8.17>

一　削除<2002.3.11>
二　建設機械廃棄場の所有権又は使用権があることを証明できる書類
三　建設機械の廃棄施設の保有事実を証明できる書類

3　法第 21 条による登録を受理した市・道知事は、第 65 条の 3 による登録基準に適合するか否かを確認し、別紙第 30 号書式の建設機械廃棄業登録証を交付しなければならない。<改正 2007.8.17>
[本条新設 1999.10.19]

第 65 条の 3（建設機械廃棄業の登録基準<改正 2007.8.17>）　法第 21 条第 2 項による建設機械廃棄業の登録基準は、別表 16 の 2 のとおりとする。<改正 2007.8.17>
[本条新設 1999.10.19]

第 66 条（建設機械事業の変更の申告）　建設機械事業（令第 13 条第 3 項の規定により共同で建設機械貸与業を営む場合は、その代表者をいう。）は、法第 24 条の規定による変更申告をしようとする場合には、変更申告事由が発生した日から 30 日以内に別紙第 33 号書式の建設機械事業変更申告書に変更事実を証明する書類及び登録証を添付して、建設機械事業の登録をした市・道知事に提出しなければならない。<改正 2007.8.17>
2　法第 24 条の「登録内容の変更」とは、次の各号のいずれかに該当する事項の変更をいう。<改正 1995.10.28、1999.10.19、2007.8.17>
一　商号又は代表者
二　事務室、駐機場及び修理場の規模
三　事務室、駐機場及び修理場の所在地
四　建設機械の保有台数（保有台数の変更により建設機械貸与業の区分が変更されている場合に限る。）
五　連名登録者
3　第 1 項の規定による報告を受けた市・道知事は、その報告の内容により登録証の記載事項を変更して交付し、又は保管又は廃棄しなければならない。<改正 2007.8.17>
4　建設機械事業者は、事務室の所在地を他の特別市、広域市又は道（以下「市・道」という。）に変更しようとする場合には、従前の所在地を管轄する市・道知事に事業廃止申告をして、新たな所在地を管轄する市・道知事に事業の申告をしなければならない。<改正 1995.10.28>
5　令第 13 条第 3 項の規定により共同で建設機械貸与業の登録をした場合には、各構成員は、自己所有の建設機械についての登録、登録変更、登録移転申告、抹消の申請をしようとするときには、あらかじめ、その内容を代表者に通知しなければならない。<改正 2007.8.17>
6　第 5 項の規定による申告又は申請を受けた市・道知事は、申告又は申請をする者が代表者にその内容を通知したか否かを確認しなければならない。<本項新設 1999.1.27>

第 66 条の 2（建設機械事業の休止・廃止等の申告）　建設機械事業（第 13 条第 3 項の規定により共同で建設機械貸与業を営む場合は、その代表者をいう。）は、法第 24 条の規定によりその事業の全部又は一部を休止又は廃止しようとするときには、別紙第 33 号の 2 書式の建設機械事業休止（廃止）申告書に次の各号の書類を添付して、市・道知事に提出しなければならない。<改正 2007.8.17>
一　建設機械事業登録証明書（事業全部の休止申告又は廃止申告の場合に限る。）
二　建設機械登録証（休止申告に限るものとし、休止する事業の範囲に対応する建設機械の登録証をいう。）
三　建設機械登録番号標識（休止申告に限るものとし、休止する事業の範囲に該当する建設機械の登録番号標識をいう。）
四　事業の休止又は廃止に関する意思決定を証明する書類（法人の場合に限る。）
2　第 1 項の規定による建設機械事業の全部又は一部の休止を申告した者がその事業を再開しようとするときには、別紙第 33 号の 2 書式の建設機械事業再開申告書に事業の再開に

関する意思決定を証明する書類（法人の場合に限る。）を添付して、事業再開の予定日の 5 日前までに市・道知事に申告しなければならない。
3　市・道知事は、第 2 項の規定による事業再開申告を受理したときには、第 1 項により提出された建設機械の営業許可、建設機械の登録証及び建設機械の登録番号標識を当該事業者に返還しなければならない。<改正 2007.8.17>
[本条新設 1999.1.27]

第 67 条（事業場の標識設置）　建設機械事業者は、一般に見やすい場所に別表 17 の建設機械事業場の標識を設置しなければならない。

第 68 条（事業の登録等の通知<改正 2007.8.17>）　市・道知事は、建設機械事業の登録若しくは変更申告を受理したとき又は事業所の操業停止命令をしたときには、その事業者団体にその内容を通知しなければならない。<改正 2007.8.17>

第 68 条の 2（建設機械の保管・管理費等）　法第 24 条の 2 の規定により建設機械事業者が建設機械所有者から受け取ることができる保管・管理費は、修理完了の事実を建設機械所有者に通知した日から 5 日が経過しても当該建設機械を引き取らない場合、当該建設機械の保管・管理に要する実際の費用とする。ただし、その金額は、当該地域の公営駐車場の駐車料金を超えることができず、修理完了の事実を通報した日から 5 日以内の期間に該当する費用は、これを徴収することができない。
[本条新設 1999.10.19]

第 68 条の 3（売買用建設機械の運行許可）　法第 25 条第 1 項の規定により売買用建設機械を走行することができる場合は、以下のとおりとする。<改正 2002.3.11>
一　買主の要求により 2 キロメートル以内の距離を試験運行しようとする場合（タイヤ式中古建設機械に限る。）
二　定期点検又は修理を受けようとする場合
三　事業所の移転により新たな事業所に移動しようとする場合
[本条新設 1999.10.19]

第 69 条（中古建設機械の性能告知等）　建設機械売買業者は、法第 25 条第 2 項の規定による売買又は売買の斡旋を希望する中古建設機械の構造、規格及び性能等を買主に事前通知しようとするときには、別紙第 34 号書式の中古建設機械性能点検記録簿をもってしなければならない。<改正 1999.10.19>
2　削除<2002.3.11>
3　建設機械売買業者は、第 1 項の規定による性能点検をしたときには、別紙第 34 号書式の中古建設機械性能点検記録簿 3 部を作成しなければならず、そのうち 1 部は、買受者に交付し、1 部は建設機械売買協会に送付し、残りの 1 部は作成日から 3 年間、これを保存しなければならない。<本項新設 1997.9.6>

第 70 条（売買用建設機械の提示申告等）　法第 25 条第 3 項の規定による中古建設機械の提示又は売渡しの申告は、次の各号による。
一　事業場への提示申告： 別紙第 34 号の 2 書式の売買用建設機械提示申告書
二　売渡報告： 別紙第 34 号の 3 書式の建設機械売渡申告書
2　第 1 項の規定による申告は、その提示又は売渡しをした日から 30 日以内にしなければならない。<改正 2002.3.11>
3　第 1 項の規定による提示申告書又は売渡申告書には、次の各号の書類を添付しなければならない。

一　別紙第 8 号の 3 書式の譲渡証明書の写し（売り渡された場合に限る。）
二　建設機械登録証の写し

4　建設機械売買業者は、別紙第 35 号書式の中古建設機械売買管理台帳を年度ごとに作成管理して 3 年間、これを保存しなければならない。<改正 2007.12.13>

5　第 4 項の中古建設機械売買管理台帳は、電子的処理が不可能な特別な事由がない限り、電子的処理が可能な方法により作成して管理しなければならない。<本項新設 2007.12.13>
[全文<改正 1999.10.19]

第６章　建設機械操縦者免許

第 71 条（建設機械操縦免許証）　法第 26 条第 1 項の規定により建設機械操縦免許を受けようとする者は、 別紙第 36 号書式の建設機械操縦者免許証発給申請書に次の各号の書類を添付して、住所地を管轄する市・道知事に提出しなければならない。<改正 2003.9.26>
一　 第 76 条第 4 項の規定による身体検査書
二　国家技術資格手帳又は小型建設機械操縦教育修了証
三　建設機械操縦者免許証（建設機械操縦士免許を受けた者が免許の種類を追加するときに限る。）
四　証明写真 2 枚

2　市・道知事は、第 1 項の規定による建設機械操縦者免許証発給申請書を受理した場合には、第 76 条の規定による適性検査基準に合格した者に対しては、別紙第 37 号書式の建設機械操縦者免許証を交付しなければならない。

第 72 条（建設機械操縦者免許証番号の付与）　市・道知事は、法第 26 条の規定により建設機械操縦者免許証を交付するときには、発行する市・道の名称、交付年度、年度別の一連番号及び再交付の回数が表示されるように免許証の番号を付与しなければならない。ただし、建設機械操縦士免許を受けた者が種類別の免許を追加して受理する場合に付与される免許証の番号は、最初に付与された免許証の番号とするものとし、既に交付した免許証は回収し、新たな免許証の免許の種類を追加記録して交付する。

第 73 条（建設機械操縦者免許の特例）　法第 26 条第 1 項ただし書の規定により「道路交通法」第 80 条の規定による運転免許を受けて操縦しなければならない建設機械の種類は、次のとおりとする。<改正 1997.4.7、2006.5.30、2008.3.14>
一　ダンプトラック
二　アスファルト散布機
三　路上安定機
四　コンクリートミキサートラック
五　コンクリートポンプ
六　ドリル（トラック積載式をいう。）
七　令別表１の規定による特殊建設機械のうち国土海洋部長官が指定する建設機械

2　法第 26 条第 2 項の「国土海洋部令で定める小型建設機械」とは、次の各号の建設機械をいう。<改正 2007.8.17、2008.3.14>
一　5 トン未満のブルドーザー
二　5 トン未満のローダ
三　3 トン未満のフォークリフト
四　3 トン未満のパワーショベル
五　小型空気圧縮機。ただし、空気の吐出量が毎分当たり 2.83 立方メートル以上 17 立方メートル以下に限る。
六　コンクリートポンプ。ただし、移動式に限る。

3　第 2 項の規定による 3 トン未満のフォークリフトを操縦しようとする者は、自動車運転免許証を所持しなければならない。<本項新設 1999.1.27>

第 74 条（小型建設機械操縦教育等）　法第 26 条第 2 項の規定により市・道知事は、次の各号のいずれかに該当する機関を小型建設機械操縦教育機関として指定することができる。<改正 1999.1.27、1999.10.19、2003.9.26、2007.8.17>

一　第 73 条第 2 項の規定による小型建設機械の製作者
二　「小中等教育法」による高等学校又は高等技術学校
三　「学院の設立運営及び課外教習に関する法律」による学院のうち建設機械操縦を教習する学院
四　「労働者職業能力開発法」第 2 条第三号による職業能力開発訓練施設
五　その他市・道知事が小型建設機械操縦教育機関として適切であると認定する機関

2　第 1 項の指定を受けた教育機関が実施する小型建設機械の操縦教育の内容は、別表 20 のとおりとする。
3　第 1 項の指定を受けた教育機関が操縦訓練を実施したときには、別紙第 38 号書式の小型建設機械操縦教育修了証発給台帳に記載して、教育履修者に別紙第 39 号書式の小型建設機械操縦教育修了証を交付しなければならない。
3　第 76 条の規定は、法第 26 条第 2 項の規定により建設機械操縦士免許を受けたものとみなす者の適性検査についてこれを準用する。<本項新設 2003.9.26>

第 75 条（建設機械操縦者免許の種類）　法第 26 条第 4 項の規定による建設機械の操縦者免許の種類は、別表 21 のとおりとする。

第 76 条（適性検査の基準等）　法第 26 条第 5 項の規定による建設機械操縦者の適性検査の基準は次のとおりとする。<改正 1997.4.7、1999.10.19>

一　両眼を同時に開けて測った視力（矯正視力を含む。以下、この号において同じ。）が 0.7 以上であり、両眼の視力がそれぞれ 0.3 以上であること
二　55 デシベル（補聴器を使用している者は 40 デシベル）の音を聞くことができ、言語分別力が 80 パーセント以上であること
三　視野は 150 度以上であること
四　法第 27 条第二号から第四号の規定による事由に該当しないこと

2　法第 27 条第二号の規定による「精神こう弱者」とは、「障害者福祉法施行令」別表 1 の規定による精神遅滞者をいう。<改正 2007.8.17>
3　法第 27 条第三号の規定による建設機械操縦者免許を受けることができない障害者は、次の各号に該当する者をいう。

一　一方の肘以上又は片方の膝以上を用いることができない者
二　片方の足又は両足の足首以上の関節を失った者
三　一方の手の親指を失った者又は親指を除く指のすべての節を 3 以上失った者

4　適性検査の合否の判定は、国公立病院のうち市・道知事が指定する医療機関、保健所又は保健支所において第 1 項から第 3 項の事項を確認して発給した身体検査書（「道路交通法」による第 1 種自動車運転免許証の写し又は「道路交通法施行令」第 45 条の規定により第 1 種運転免許証に必要な身体検査書をもってこれに代えることができる。）による。<改正 1997.4.7、1999.10.19、2003.9.26、2007.8.17>

第 77 条（建設機械操縦者免許証の再交付）　建設機械操縦者免許証を紛失した者又は汚損して使用できなくなり再交付を受けようとする者は、別紙第 40 号書式の建設機械操縦者免許証再交付申請書に証明写真 1 枚を添付して、住所地を管轄する市・道知事に提出しなければならない。<改正 2003.9.26>

第 78 条（建設機械操縦者免許台帳等）　市・道知事は、第 71 条第 2 項の規定により建設機械操縦者免許証を交付するときには、別紙第 41 号書式の建設機械操縦者免許証台帳にこれを記載して管理し、建設機械操縦者免許証の現状を別紙第 42 号書式により四半期末を基準として作成し、四半期の翌月 15 日までに国土海洋部長官に報告しなければならない。ただし、その状況を国土海洋部長官が建設機械の管理について運営する情報通信網に入力する場合には、その入力をもって報告に代えることができる。<改正 1995.10.28、2003.9.26、2007.12.13、2008.3.14>
2　第 1 項の建設機械操縦者免許台帳は、電子的処理が不可能な特別な事由がない限り、電子的処理が可能な方法により作成して管理しなければならない。<本項新設 2007.12.13>

第 79 条（建設機械操縦士免許の取消・停止処分の基準）　法第 28 条の規定による建設機械操縦者免許の取消及び停止処分の基準は、別表 22 のとおりとする。

第 80 条（建設機械操縦者免許証等の返却）　建設機械操縦士免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときには、その事由が発生した日から 10 日以内に住所地を管轄する市・道道知事にその免許証を返納しなければならない。
　一　免許が取り消されたとき
　二　免許の効力が停止されたとき
　三　免許証の再交付を受けた後、紛失した免許証を発見したとき

第 81 条　削除<2000.7.24>

第 82 条（建設機械操縦者の申告等）　建設機械操縦者は、法第 30 条の規定により氏名、住所（同一市・道内の変更を除く。）、住民登録番号、国籍の変更がある場合は、その事実が発生した日から 30 日以内（兵役、国外居住、受刑、病気その他やむを得ない事由がある場合には、その事由が終了した日から 30 日以内をいう。）に別紙第 44 号書式の記載事項の変更申告書を住所地を管轄する市・道知事に提出しなければならない。ただし、住所変更の場合には、「住民登録法」による新居住地転入申告を行うときに新居住地を管轄する邑・面・洞の長に提出することができる。<改正 1995.10.28、2007.8.17>
2　前項ただし書の規定による変更の申告を受けた邑・面・洞の長は、遅滞なく、その市・道知事に通報しなければならない。
3　市・道道知事は、第 1 項の報告を受けたときに申告者の前住所地が他の市・道知事の管轄に属する場合には、前住所地を管轄する市・道知事に報告し、当該申告者の建設機械操縦者免許証台帳の送付を受けなければならない。

第 83 条　削除<2000.7.24>

第７章　建設機械の事業者団体

第 84 条（協会の設立）　法第 32 条第 1 項の規定による協会は、建設機械協会、建設機械整備協会、建設機械売買協会及び建設機械廃棄協会とする。<改正 1999.10.19>
2　各協会は、市・道別に支部を設けることができる。
3　各協会は、その主たる事務所の所在地において登記することにより成立する。
4　国土海洋部長官は、 法第 32 条第 2 項の規定による協会の設立を承認したときには、これを公告しなければならない。<改正 1995.10.28、2008.3.14>

第 85 条（会員の資格）　建設機械事業者は、事業の登録証の交付を受けた日からそれぞれ

建設機械貸与業の登録をした者（第 57 条による連名登録者を含む。）は建設機械協会、建設機械整備業の登録をした者は建設機械整備協会、建設機械売買業登録をした者は建設機械売買協会、建設機械廃棄業登録をした者は建設機械廃棄協会の会員になることができる。<改正 1994.11.5、1999.10.19、2002.3.11、2007.8.17>
２　建設機械事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、会員の資格を失う。
　一　事業を廃止したとき
　二　事業所の操業停止命令を受けたとき

第 86 条　削除<1999.10.19>

第 87 条　削除<1999.10.19>

第 88 条（定款）　各協会の定款には、次の各号の事項を記載しなければならない。<改正 1994.11.5>
　一　目的と名称
　二　主たる事務所の所在地
　三　業務及びその執行に関する事項
　四　役員に関する情報
　五　総会、代議員会及び理事会に関する事項
　六　会員の資格に関する事項
　七　定款の変更に関する事項
　八　その他協会の運営について必要な条件

第 89 条（業務）　各協会は、次の業務を行う。<改正 1995.10.28>
　一　建設機械事業の発展のための調査研究及び資料の収集
　二　建設機械事業に関連する技術の研究と普及
　二の二　会員の資質の向上と業務の発展のための指導
　三　その他定款で定める業務

第 90 条（指導・監督）　国土海洋部長官は、各団体に対して指導・監督上必要なときには、その業務に関する事項を報告させ、資料の提出その他必要な事項を命じることができる。<改正 1995.10.28、2008.3.14>

第８章　補　　則

第 90 条の 2　削除<2000.7.24>

第 91 条（放置された建設機械の再処理等）　市・道知事は、法第 34 条の 2 第 1 項の規定により放置された建設機械の所有者又は占有者に移転、廃棄等の適切な措置をするように命じようとするときには、別紙第 44 号の 2 書式の建設機械の処理命令書による。
２　市・道知事は、法第 34 条の 2 第 2 項の規定により放置された建設機械を売却するにあたっては、一般競争入札の方法による。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、随意契約によることができる。
　一　売却しようとする建設機械の予定価格が 500 万ウォン以下の場合
　二　一般競争入札で 2 回以上流札した場合
３　市・道知事は、第 2 項本文の規定により放置された建設機械を一般競争入札の方法による売却しようとするときには、売却予定日の 5 日前までに、次の各号の事項を公告しなければならない。

一　売却する建設機械の登録番号と主要諸元
二　売却の場所及び売却の日時
4　市・道知事は、第 2 項の規定により放置された建設機械を売却した場合には、次の各号の事項を買主に書面により通知（電子文書による通知を含む。）しなければならない。<改正 2007.12.13>
一　売却した建設機械の登録番号
二　売却日時
三　売却手続
四　買主の氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名をいう。）及び住所
[全文改正 1999.10.19]

第 91 条の 2（建設機械の廃棄要請等）　建設機械所有者が法第 34 条の 3 の規定により建設機械廃棄業者に建設機械の廃棄要請をするときには、別紙第 44 号の 3 書式の建設機械廃棄要請書に次の各号の書類を添付して建設機械廃棄業者に提出し、廃棄対象建設機械を提示しなければならない。
一　建設機械登録証
二　建設機械登録原簿謄本（廃棄要請の 3 日前以内に発行されたものに限る。）。ただし、建設機械廃棄業者が抵当、差押等の登録上の利害関係がないことを確認した場合を除く。
三　建設機械所有者の印鑑証明書。この場合、建設機械所有者が直接廃棄要請をする場合には、住民登録証、パスポート、自動車運転免許証又は建設機械操縦者免許証の提示をもってこれに代えることができる。
四　抵当権又は差押の解除証書及び所有者の印鑑証明書（抵当権設定登録又は差押された建設機械に限る。）
2　建設機械の廃棄業者は、第 1 項の規定による廃棄要請を受けた場合には、廃棄対象の建設機械が次の各号のいずれかに該当するときには、廃棄をしてはならない。
一　抵当権が設定されているとき又は差し押さえられているとき。ただし、利害関係人が抵当権又は差押の解除証書に印鑑証明書を添付して提出した場合は、この限りでない。
二　登録事項が建設機械登録原簿の記載内容と異なるとき
[本条新設 1999.10.19]

第 91 条の 3（廃棄買収証明書等）　建設機械の廃棄業者は、第 91 条の 2 第 1 項の規定による建設機械の廃棄要求を受けたときには、廃棄対象の建設機械を買収した後、廃棄依頼をされた建設機械の所有者に別紙第 44 号の 4 書式の廃棄対象建設機械引受証明書を交付しなければならない。
2　建設機械廃棄業者は、次の各号の帳簿及び関係書類を年度別に作成して備付け、これを 3 年間（第三号の場合には、10 年間）保存しなければならない。<改正 2000.7.24>
一　別紙第 44 号の 3 書式の建設機械廃棄依頼書（第 91 条の 2 第 1 項各号の添付書類の写しを含む。）
二　別紙第 44 号の 5 書式の廃棄引受証明書書式数払台帳
三　別紙第 44 号の 6 書式の廃棄引受証明書発行台帳
四　別紙第 44 号の 7 書式の抹消登録申請代行台帳
五　別紙第 44 号の 8 書式の廃棄検小切手
[本条新設 1999.10.19]

第 91 条の 4（建設機械の廃棄費用等）　法第 34 条の 3 第 3 項本文の規定による建設機械の評価額は、廃棄しようとする建設機械の自重から廃棄物の重量を差し引いた重量に相当す

る鉄スクラップ価格とし、廃棄に要する費用は、廃棄しようとする建設機械の自重として公認研究機関で提案された１キロ当たりの廃棄処理費用を乗じて算出した額とする。
２　建設機械廃棄業者は、法第 34 条の 3 第 3 項ただし書の規定による建設機械の評価額を超過する廃棄に要する費用を受けようとするときには、その計算の基礎を記載した書類を添付して、廃棄を要求した者に提示しなければならない。
３　建設機械廃棄業者は、廃棄依頼された建設機械の牽引及び輸送に要する費用を廃棄を要求した者から受け取ることができる。
[本条新設 1999.10.19]

第 92 条（調査公務員の証票）　法第 35 条の規定による証票は、別紙第 45 号書式のとおりとする。

第 93 条（手数料）　法第 37 条第 1 項の規定による手数料は、別表 23 のとおりとする。

第 94 条（過怠料）　法第 44 条の規定による過怠料処分の基準は、別表 24 のとおりとする。
２　令第 19 条の規定による過怠料の徴収手続に関しては、歳入徴収官事務処理規則を準用する。

附　　則<第 550 号、1994.3.24>

第 1 条（施行日）　この規則は、公布の日から施行する。
第 2 条（建設機械の登録番号標識の経過措置）　～　略　～<改正 1995.10.28>
第 3 条（運行記録計についての経過措置）　～　略　～
第 4 条（定期点検についての経過措置）　～　略　～
第 5 条（建設機械の構造の変更に関する経過措置）　～　略　～
第 6 条（建設機械貸与業に関する経過措置）　～　略　～
第 7 条（建設機械整備業に関する経過措置）　～　略　～
第 8 条（書式改正による経過措置）　～　略　～
第 9 条（他の法令の改正）　～　略　～

～　中略　～

附　　則<第 115 号、2009.4.7>

この規則は、公布した日から施行する。

［別表　１］　臨時運行番号標識（第 6 条第 2 項関係）　～　略　～
ないし
［別表　24］　過怠料処分の基準（第 94 条関係）　～　略　～

[別紙第 1 号書式] <改正 2007.8.17>>　建設機械登録申請書　～　略　～
ないし
[別紙第 45 号書式]<改正 2008.3.14>>　調査公務員証　～　略　～

（以　　上）